

Title	トウルファンにおけるソグド人
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	ソグド人と東ユーラシアの文化交渉. 2014, p. 101-118
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88471
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

トウルファンにおけるソグド人

荒川正晴

東方に進出したソグド人は、トウルファンでも五世紀には移住聚落を形成し、当地に建国していた高昌国の王権と密接な関係を構築していた。彼らは王の「手足」となって政治・経済面で貢献したが、この状況は同じ頃遊牧国家を構成した遊牧諸集団でも同様であった。その後、展開した唐の中央アジア支配は、この状況を大きく変えていくことになる。

ソグド人が、彼らのホームグラウンドであるソグディアナから本格的にユーラシア東部地域へ進出したのは、紀元後一世紀のことである。彼らは、移動先に植民聚落ないしは居住区を作り、そこを拠点にして交易をはじめとする諸活動を展開していた。ただし、そうした彼らの活動の姿がうかがえるの

は、ようやく四世紀初頭になってからである。それは、敦煌オアシス西郊にあつた烽火台跡より、紙に書かれたソグド語の手紙が発見され、そこに彼らの活動状況の一端が書き記されていたからである。これによれば、ソグド人たちは姑藏(甘肃省武威市)オアシスなどに集住しながら、河西地域とその近辺のみならず、中国内地にまで人を送り込んで交易をしていたことが知られる。もちろん、河西よりも西に位置するタリム盆地周縁に点在するオアシスにも、ソグド人らは移住していた。そうしたオアシスのなかでも、天山の東端に位置するトウルファンは、交易・交通ルート上の重要拠点として、長期にわたり天山北方の遊牧国家と中華王朝との係争の地となってきた。それは遊牧国家にすれば、天山北方からタリ

あらかわ・まさはる——大阪大学大学院文学研究科教授。専門は中央アジア古代史。主な著書・論文に『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)、英国図書館蔵和田出土木簡の再研究——以木簡内容及其性質为中心(『西域文史』第六輯、二〇一一年)、『The Transportation of Tax Textiles to the North-West as part of the Tang-Dynasty Military Shipment System』, *Journal of the Royal Asiatic Society*, Vol. 23-2, 2013, などがある。

ム盆地北縁を東西に結ぶルート（西域北道）を抑えるにあたり、またさらにタリム盆地南縁や河西方面に南進するにあたり、その重要な足場としてトゥルファンを掌握しておく必要があつたからである。言うまでもなく、中華王朝にしてみれば、これを絶対に阻止することが求められた。

本論では、こうしたトゥルファンに移住してきたソグド人らが、歴史的な推移のなかで、どのような存在となつていたのか、その一端を紹介したい。なおトゥルファンは、その北方に広がる天山北麓の地域と密接な関係を持ちながら歴史を育んでおり、そこにもソグド人らは移住しているので、ここでも必要に応じてそうしたソグド人についても言及することにした。

一、トゥルファンの歴史と地理

トゥルファンは、天山東端の南麓、東西一二〇キロメートル・南北六〇キロメートルほどの広さをもつすり鉢状の盆地に点在するオアシス群から成っており、その生命活動は北側にそびえ立つボグド連山の雪解け水に全面的に依存している。先にも述べたように、ここは中央アジアにおける交通・交易ルート上の重要拠点であり、紀元以前において既に遊牧国家（匈奴）と中華王朝（前漢）との係争の地となつていた。こう

した大国の間に挟まれてトゥルファンは、その西半地域については漢代以来、遊牧民出身の車師族の国家が支配する一方、東半地域は五世紀半ばまで中原および河西方面より「漢人」が入植する場となつてきた。とくに四世紀以降は河西の涼州（姑臧）を王都とした五涼政権の一郡（高昌郡）が設置されるまでになつており、トゥルファンは完全に分裂状態にあつた。それを統一して独立王国を創建したのが、北魏に滅ぼされた北涼の亡命王族、且渠安周であつた。高昌国の誕生であり、それは四五〇年のことであつた。それからの半世紀、支配王家は目まぐるしく交代した「且渠氏↓閼氏↓張氏↓馬氏」ものの、六世紀初頭には約一世紀半にわたりトゥルファンを統治したオアシス国家、麹氏高昌国（五〇一〜六四〇年）が成立した。とくにこの時期は、二・三世紀以来、遊牧民の移動を契機に大きく混乱してきたユーラシア地域が、再編に向けて動き始めていたころであつた。すなわち、パミール高原以西にはエフタルが、モンゴル高原には柔然が、また青海方面には吐谷渾が、そして華北には鮮卑の北魏が活動を活発化させていた。このように中央ユーラシアに強力な遊牧諸国家が台頭するなか、トゥルファンがどのような存在となつていたかについては、六世紀初頭（五〇八年十月以降）に北魏の皇帝である世宗が高車王の弥俄突に下した詔「『魏書』卷一〇三、

高車伝・『通典』卷一九七、高車伝ほか」の一節に端的に表現されている。高車とは、柔然とエフタルの間にあつて、当時頭角を現してきたトルコ系の遊牧国家のことを意味している。

蠕蠕・嚙噠・吐谷渾の交通する所以は、皆な路、高昌国に由り、犄角相い接すればなり「柔然・エフタル・吐谷渾が往来しているのは、すべての路がトゥルファンの高昌国を経由しており、そこで角を突き合わせているように接しているからである」。

ここから、トゥルファンがこれら諸国家の結節点として機能していたことがうかがえる。当時、高昌国が北魏に内附したことにより、モンゴル高原の柔然と青海方面の吐谷渾をつなぐ路が絶たれたが、この詔はその挽回を狙つて引き起こされるであろう柔然のトゥルファン襲撃を、高昌国とともに警戒するように高車に命じたものであつた。

その後、トゥルファンは七世紀半ば〜八世紀半ばに唐帝国により直接的に支配されたが、それ以降は十九世紀に清朝がこの地を新疆省の一部としてその統治体制に組み込むまで、間接的に支配されることはあつたものの、ほぼ独立を保つたと言つてよい。この間もトゥルファンは、大きな眼で捉えられ、東西（中央アジアと中国華北）・南北（草原地帯とオアシス地帯）に通じた交通の要衝であり続けた。

二、初期高昌国のソグド人の姿

一、五世紀におけるソグド人の痕跡

先に見たトゥルファンの歴史のなかで、史料的にソグド人の存在をようやく確認できるようになるのは、エフタル・柔然・北魏などが台頭した五世紀のことであつた。まず、トゥルファンより出土した文書のなかで最も早くソグド人が登場するのが、奴隸売買の契約文書「〔闕氏高昌永康十二（四七七）年閏月十四日張祖買奴券〕（GTSYM.15; 『新獲』上、一二五頁）」である。この契約文書において、「胡人」の男奴隸の売り手としてソグド人の「康阿醜」が登場する。購入したのは、トゥルファン盆地に点在するオアシス城邑の一つ「威神城」の城主となつていた漢人であり、一三七疋の綿布を支払っている。もつともこれだけでは、このソグド人がトゥルファンに在住する商人かどうか分からないが、五〜六世紀の高昌国時代において非漢文化圏から来るソグド商人は姓を持つことがなく、その名も胡語を漢字音写したものであつた。少なくとも「康阿醜」は一定の期間、漢文化圏を拠点に活動していたソグド人であつたと見られよう。

これに加えて、直接ソグド人の姿を記したものではないが、この契約文書より約半世紀前に既に彼らの聚落の存在を示唆

する史料がある。それが、『金光明經』卷二の末尾に記された奥書（為索將軍合家題記、四三〇年の書写）である。トゥルフアンでは、住民の多くが仏教を信仰しており、数多くの仏教經典を写経していたが、本史料はそうした写経の一つであり、奥書に次のように記されている。

金光明經卷第二 凡五千四百卅三言

1 庚午歲八月十三日、於高昌城東胡天南太后祠下、
爲索將軍佛子妻息合家、寫此

2 金光明一部、斷手記竟、筆墨大好、書者手拙、具字而已、（以下、略）

この奥書の冒頭行より、本仏教經典を書写した場所が、高昌城の東にある「胡天南太后祠」であったことが確認できる。「胡天南太后祠」の「祠」とは、この仏典が書写された五世紀には仏教寺院を意味していた。というのも、仏教の伝来当初、中国では仏教寺院はそれ以外の宗教の施設とともに一律に「祠」と呼ばれていたからで、それが今のように「寺」と呼称されるのは、トゥルフアンでは六世紀になってからである（中国内地では四世紀ぐらい、河西地域では五世紀ぐらいから「寺」と改称⁽¹⁾）。したがって、ここに書かれている「祠」を仏教寺院と解して問題ない。

ただ何よりも注目されるのは、冒頭に「胡天⁽²⁾」が冠されて

いることである。「胡天」とは、⁽³⁾ 祇神（祇教の神）もしくは祇神を祀る場（祇教神殿）を意味することから、これと仏教寺院とが如何なる関係に立つのかが問題となる。これについて王丁氏は、「南太后」を「胡天」の名前と取り、これを祇教の神である Zoroastrian 女神に当てることを提唱されている⁽²⁾。ただこの説については既に一定の説得力をもつ反論が⁽³⁾ だされている。また高昌国には「太后」と呼ばれる仏教寺院も知られており、ここはやはり「胡天」の南にある太后寺を意味している。通常、こうした「胡天」はソグド人の聚落形成とともに建てられたので、この奥書からトゥルフアンには遅くとも五世紀前半には、ソグド人聚落が高昌城の東方に存在していたことがうかがえる。

二、ソグド人の祇教信仰と仏教
それにしても、仏教寺院を示すに、わざわざ「胡天」と併せて表現するのは、両者が一連の場として認識されていたことによる。あたかも、日本において神社と寺院が隣接して建っているような状況であろうか。

実はこうした状況は、トゥルフアンにおいてはトユクの仏教石窟寺院の場でも認められる⁽⁴⁾。『魏書』卷一〇一、高昌伝には、高昌国の宗教事情を伝えて「俗は天神に事え、兼ねて仏法を信ず」とあり、この「天神」を「祇神」と解する説が

有力であるが、あるいはこうしたトゥルフアンの状況を反映しているのかも知れない。

こうした解釈に大過ないとすれば、トゥルフアンのような漢人仏教圏に移住してきたソグド人は、彼らの信奉する祇教とともに仏教とも近い関係をもっていたことが考えられる。

この点については、少し時代は降るが、玄奘の伝記である『大慈恩寺三藏法師伝』巻一に、七世紀初頭における河西の瓜州オアシスにある仏教寺院でのこととして、この寺に安置されていた弥勒像を礼拝しに来ていたソグド人が、たまたまその時に寺院に泊まっていた玄奘と出会い、仏教信徒となるために玄奘に受戒を請うシーンが伝えられている。これなども、ソグド人は仏教信徒となる前でも仏教寺院に行つて弥勒像を礼拝することに何ら抵抗がなかったかのように見え、彼らの柔軟な信仰姿勢が垣間見える。

そもそも、両教ともに偶像を祀り多くの神を信仰することを許容するものであった。たとえば、トゥルフアンには、仏教寺院の穀物支出帳簿（月ごとの集計）が残されているが、それを見ると寺院が毎月のように「祀天」の祭事を行い、それに伴つて多くの穀物を支出していたことが記録されている。⁽⁵⁾ これを見ると、トゥルフアンの寺院にとつて、「天」が重要な祭祀対象となつていたことが分かる。仏教において、仏法

を保護する諸天が存在したことはいうまでもないが、そうした諸天の一つに「胡天」が組み入れられていた可能性は高い。この点については、トゥルフアン以外でもコータン地域において、仏教寺院で「胡天」が祀られていた状況があつたことが知られる。

コータンには、ダンダンウイリク遺跡に仏教寺院址があるが、そこからスタインは神像が描かれた木板を少なからず将来している。榮新江氏の研究に基づいて見れば、この神像はヒンドゥー教のシヴァ神に比定できると同時に、それは仏教で言うところの「摩醯首羅 *Mahesvara*」であり、祇教徒から見れば「胡天神」であつた。韋述の『兩京新記』巻三にも、長安の布政坊にあつた胡祇祠（祇教の神殿）を説明し、「武徳四年（六二二）に建立し、西域の胡天神（を祀る）。仏教で謂う所の摩醯首羅である」としており、インド起源の神を仏教だけでなく祇教でも取り入れ、両教が神を共有していたことが分かる。ただ、中には左右対称の二頭の牛に乗座している姿を示す神像もあり、これは祇教の神像の特徴の一つであると言ふ。⁽⁷⁾ つまり、仏教寺院にあつたこの神像は、仏教の「摩醯首羅」ではなく、「祇教の神となつていたそれを取り入れたものであつた。その背景として榮新江氏は、ダンダンウイリクにソグド人聚落が存在していたことがあつたと推測して

いる。

ソグド人は、もともと祇教への信仰を基本としていたが、さきほど見たようにその信仰の姿勢は他宗教に対してきわめて寛容であった。仏教信仰が優勢な文化圏に移住してくると、仏教を信仰するソグド人が数多く現れてくるのも、そうした彼らの宗教に対する態度と関係している。ただし、ソグド語訳の仏教経典の奥書には、そうした仏教を信仰したと見られるソグド人が、「[mym] ナナイファルン」「ナナ女神の栄光」⁽⁸⁾、[h'ox'oh] マーフザイー「月神の女奴隸」といったゾロアスター教の神格を含む名前を持つていたことが認められる。このことは、彼らが依然として祇教を信仰していた可能性を残すものであろう。つまり、祇教徒であり仏教徒の状態を想定する必要はある。さらに近年、陸続と発見されているソグド人の墳墓から、ソグド語と漢語から成るバイリンガルの墓誌が出土したが、その墓主である「史君」は明らかにマニ教徒もしくは祇教徒であるが、その息子は「維摩」と名付けられている。⁽⁹⁾ 維摩とは、サンスクリットの Vimalakīrti の音写「維摩詰」の略であり、大乘仏教の代表的な経典「維摩経」の主人公の名称である。この事実は、マニ教徒もしくは祇教徒である史君が、仏教信仰とも関わりをもっていたことを示唆するものとなる。

こうしたことを踏まえて考えると、遅くとも五世紀前半には存在していたソグド人の聚落において、彼らの信仰する祇教とトゥルファンに流布していた仏教とが早くも混淆している様相がうかがえる。

三、遊牧国家支配下の高昌国とソグド人

一、遊牧国家の支配と高昌国の使節受容

トゥルファンに建国した高昌国は、北方に強大な遊牧国家が成立すると、その支配を受けることが常となっていた。ちょうど五・六世紀には、先にも見たようにユーラシアの草原地帯に強力な遊牧国家が成立していた。そうした遊牧国家との支配と従属関係のもと、高昌国が彼らの使節団を迎え入れていたことが、トゥルファンより出土した文書よりうかがえる。

例えば、闐氏高昌王国時代に属す文書の一つには、モンゴル高原の柔然国の使節を高昌国が受け入れていたことを示す帳簿様の文書(四七五、四七六年の作成)「闐氏高昌永康九一十年(四七四—四七五)送使出人、出馬条記文書」(97TSYM1:3-4:5 背面、「新獲」上、一六三頁)が見つかっている。⁽¹⁰⁾ 本文書には、使節に対してどれほどの人・畜を提供していたかが記録されているが、ここには同時に、柔然以外にも Gupta 朝や中国南

朝の宋、さらには西域各地からの使節が多くリストアップされている。闕氏高昌王国が建国していた五世紀後半とえば、柔然とエフタルが比較的良好な関係を構築していた時期にあたっており、この文書はこの時期の中央アジアとモンゴル・インド・中国にわたる国際政治状況の一端をうかがう上でも貴重である。ただし、先に第一節で見たように、このあと五世紀末ごろより北魏が東西に勢力を急速に拡大し始めたことにより、高昌国はこの北魏に内附し、柔然よりの使節は受け入れなくなっていたと見られる。

ところが六世紀中葉ともなると、北方草原に突厥と呼ばれる遊牧国家が勃興し、大きな威勢を中央アジアからモンゴル高原にかけて振るうが、そこから派遣された使節団を、当時、トゥルファンに建国していた魏氏高昌国があらためて迎え入れていたことがトゥルファン文書より知られる。「食糧支出帳簿」とも呼ぶべき一連の文書群（文書の多くは、五八四〜五八七年のある時点における「一ヶ月半」の穀物支出記録）がそれであるが、これを分析して見ると、一ヶ月半の間に西突厥（突厥は五八三年に東・西突厥に分裂）側より四十件余りの使節を迎えていたことが知られる⁽¹¹⁾。これに基づいて、ごく単純に年間を通しての総件数を試算してみれば、高昌国はこの時期、年間で使節団を三五〇件ほど迎え入れていたことになる⁽¹²⁾。

二、遊牧国家の使節とソグド人

前掲の四十件余りの使節というのは、具体的に見てみると、西突厥の大可汗である阿波可汗を始めとする多様な遊牧集団が派遣する使節団「(A)〜(H)グループ」から成っていたことがわかる。

(A) 大可汗 [阿波可汗 *Apaqayan*]

(B) 可敦 *qatun* (可汗の妻。公主 *qanucy* とも)

(C) 提勳 *tegin* (可汗の子弟)⁽¹⁴⁾

(D) 大官 *tangan* (可汗の近侍官)

(E) 小可汗 [貪渾可汗 *qayan*、北廂可汗、南廂可汗]

(F) 移浮孤 (葉護) *yabyu*

(G) 拙 (設) *sad*

(H) 希瑾 (俟斤) *itkin*

まずは (A) 大可汗ばかりでなく、その周囲にいた (B) 妻・(C) 子弟・(D) 官員たちも自ら使節を派遣していたことがわかる。また既に指摘されているように、当時の突厥は「封建的」体制の国家であったとされる⁽¹⁵⁾。つまり、全体の統治権は大可汗にあるものの、独立的性格をもつ (E) 小可汗が各地におり、それぞれ部民と地域を支配していた。さらに (F) 葉護 (ヤブグ *yabyu*)、(G) 設 (シャド *sad*)、(H) 俟斤 (イルキン *itkin*) は、突厥の官称号であるが、彼らもまた自ら

の部民と地域を保持・支配しており、こうした諸集団も、独自に使節を派遣していたのである。注目されるのは、これらのなかでも大・小可汗の派遣する使節団は、半月の間に都合6グループも重ねて派遣され、トゥルファンに滞在していた。

また、これらの使節を構成する人員で特徴的なのは、その大半はソグド語名をもつソグド人であったことである。なかでも(A)グループには、少数ながら「鉄師の居」[織]「Kwoyk「クチャヤ」の意」や「金師の莫畔地 m:ixbank「月神の下僕」の意」などの名が見えており、これが大可汗直属の「鉄師(鍛造鉄器の工匠)」や「金師(金銀器の工匠)」であることが推測されている。⁽¹⁶⁾ また(H)グループは、トルコ系の処月・処密と呼ばれた部族に属する遊牧集団であったと見られ、当時トゥルファン北方の天山山間・北麓に遊牧していた集団であった。高昌国にとっては最も身近な遊牧民であったが、そこからもソグド人が使節の代表として送られていた。

つまりは、こうした遊牧国家における多様な遊牧集団のリーダーたちは、周辺に侍るソグド人らを代表もしくは随行人に当てた使節をオアシス国家に派遣し、そこで宿食の便宜および贈与品をオアシス国家に強要し確保すると同時に、他方でオアシスに集積される様々な奢侈品(金・銀・麝香など)を購入する機会とし、併せて自らの産品あるいは中継交易品

を売りさばくこともしていたのではないかと推測できる。このように、遊牧国家がオアシス国家に使節団を派遣するのは、交易目的で派遣することが一般的であると見られる。

さらには、個々のソグド商人が作る小規模なキャラヴァン隊は、遠距離を移動するにあたっては、こうした公的な大使節団に付随して動くことが多い。このことから、まさに中央アジアのキャラヴァン交易を支えたのは、遊牧国家を始めとする諸国家・集団が派遣していた使節団と言えるのである。オアシス国家としても、多くのキャラヴァン交易商人を引き連れてきてくれる使節団は、接待の負担面はあるものの、その繁栄をもたらしてくれるものとして積極的に迎え入れる対象であった。

三、麹氏高昌国における王権とソグド人

実は、遊牧勢力側だけでなく、オアシス国家の権力者の周辺にもソグド人は仕えていたことを見逃してはならない。トゥルファンの麹氏高昌国では、ソグド人のなかでも「史姓」の人々が麹氏王に近侍する侍郎などの官職に就任していたことが知られる。⁽¹⁷⁾ とくに有名なのは、玄奘が高昌国を出て、天山北方の西突厥可汗の宮廷に向かった際に、王命により玄奘に付き従った侍郎の史歆信である。このようにソグド人は、王のために使者として派遣されることが多かったが、やはり

遊牧国家を構成する諸集団の使節と同じように、これも交易目的で派遣されることが主だったとみられる。⁽¹⁸⁾

そして注目されるのは、高昌国では対外向けの「市場」における取引において、「称価錢」と呼ばれる税金が課されていたが、その納税者のほとんどはソグド人であり、その錢はすべて「内蔵」に納められていたことである。「高昌内蔵奏得稱價錢帳」(JTAM514:2/1~2/11、【圖文】一、四五〇—四五三頁)。

「内蔵」とは、「官蔵」に対する語とみられ、王室財政を掌る役所であった可能性は高く、そして侍郎がそれを管理していたらしいこともうかがえる。ソグド人の使節派遣は、オアシス国家においても王室の利殖のためと見られるのである。

また、こうした遊牧国家の支配のもとに交易が活発化すると、トゥルファンにおいてササン朝ペルシアの銀貨が次第に流通し始めたことが、墓室に納められた随葬衣物疏より知られる。随葬衣物疏とは、死後の世界へのスムーズな移行を保障する呪術的な文言とともに、墓主のために墓室内に葬られた遺品のリストが記されたもので、そのリスト部分を分析してみると、突厥が勃興しトゥルファンを支配するようになる五五〇年代以降になると、必ず銀錢がリストに登場するようになることが分かる。ただし銀錢という用語そのものは、既に五四三年の随葬衣物疏に見えるが、ここでは銀錢がまだ中

国で用いられていた「文」という貨幣の単位で示されず、単に「枚」でカウントされていた。「文」という貨幣単位が使用され始めるのは、およそ十年を経過した後のことである。ササン朝の銀貨がトゥルファンに入り、それがいわゆる計数貨幣として機能するのは、五五〇年代になってからということであろう。⁽¹⁹⁾

四、唐のトゥルファン征服とソグド人

一、唐支配下におけるソグド人

トゥルファンで独立を維持していた麴氏高昌国は、唐により六四〇年八月に軍事征服された。その結果、トゥルファンは短期間の移行期間をさみながら、唐の直轄州・西州として新たに出発することになった。それとともに、すべての住民は基本的に唐の「百姓」として、州県が作成する戸籍を通じて管理されるようになった。もちろんトゥルファン在住のソグド人たちも「百姓」(農業を生業とする者だけでなく、商人・手工業者も含んでいる語)となっており、彼らが集住していた聚落は崇化郷と呼ばれる西州高昌県管下の郷として再出発することになった。

そして、何よりも唐の州県に組み込まれたことにより、彼らの活動は大きく変容することを強いられた。たとえば、唐

の戸籍に付けられることは、とりもなおさず戸籍のある本貫州県からの自由な移動が厳しく制限されることを意味していた。いわゆる本貫地主義である。これは担税役層の確保という側面があるため、トゥルファンのような唐の軍隊が駐留する軍事的最前線の地にあつては、かなり厳しく施行されていたことが予想される。ただ商人のなかでも客商のように、あるいは行軍とともに遠距離を移動し駐留地に長期住み着いたような兵士などのように、はじめから本貫地から離れて移動せざるを得ない人々がいたことも現実であり、実は早くからそうした人々を「百姓」とは分けて特例的に移動を公認していたと見られる。そうした人々については、これを「行客」として公的に把握した。このなかには、明らかにソグド人も存在する。ただし、こうした人々も州県に把握されなかつたわけではなく、「百姓」とは別の簿籍に客籍民として掌握され、税銭の課税対象となつていた。

また、このような「百姓」「行客」のほかにも、唐の支配以降において新たに入境してくるソグド人もいた。彼らは、さらに別に「興胡」としてまとめられ、官に把握された。彼らもまた、州県により「行客」と同じように客籍民として簿籍に付けられ、税銭の課税対象となつていた。

二、唐支配下のソグド農工民

トゥルファンに住んでいたソグド人には、当然のことながら、商人ばかりでなく田地を有し農業を生業とする人も少なくなかつた。唐の征服を被つた翌月である九月には早くも、六畝半の田地をもつソグド人の安苦啣延が、戸籍作成のための基礎データとなる、家族構成・保有田土等に関する自己申告書である手実を高昌県に提出している〔唐貞観十四（六四〇）年西州高昌県安苦知延等戸手実〕（67TAM78:29 (a)、〔図文〕二、四四頁〕。なかでも注目されるのは、ソグド人聚落であつた崇化郷の里正となつていた史玄政（ソグド人）が、高昌城北郊にあつた官営ブドウ園を維持・管理する責任者となつていたことである〔武周聖暦元年（六九八）前官史玄政牒為四角官葡萄已役未役人夫及車牛事〕64TAM35:40 (a)、〔図文〕三、五二二頁〕。おそらくは、聚落の上層に属すソグド人らは、田地を自ら保有するばかりでなく、多くの民間の田園を借り受けて集積・経営するとともに、官有のそれともコミットしながら、その産品などを商うことも多かつたと見られる。

このほか聚落のソグド人には、「匠」の肩書きを帯びたものが少なからず存在しており、技術者としても顔を出している。例えば、「唐西州高昌県下団頭帖為追送銅匠造供客器事」〔64TAM35 : 25 〔図文〕三、五二三頁〕には以下のように

見えている。

1 高昌県帖団頭溥□□□

張箇

2 銅匠安明智安大寿石思□□

3 右件人等先造供客 器□□

4 至仰速追送立待三□□

5 衛尉張仁

本文書は、西州高昌県から折衝府の団頭に宛てた「帖」式の下達文書である。内容を見ると、高昌県が二行目に挙げられている銅匠の三人を召し出す必要があることから、彼らが所属していたとみられる折衝府の団頭に宛て呼び出しをかけたことが知られる。

銅匠の三人は、その名前からもソグド工匠であることがうかがえ、さらに彼らはソグド人らが集住していた崇化郷に籍を置くソグド人であったと見られる。というのも、このうちの一人「安大寿」は、崇化郷の里正となっていた史玄政が、地元の官営ブドウ園での庸役労働に従事する人々をリストアップしたなかにその名が見えているからである。また、この工匠たちはその名称から銅器の作成にかかわる匠であったと見られ、以前に客人に出す器を作成したことがあったことから、高昌県より至急の呼び出しがかかったものであった。

三、唐の交通・交易管理とソグド人

こうした官による管理は、人の掌握に止まらず、さらには人の移動や経済活動そのものにも及んだ。つまり官による交通・交易管理が強く及んだのである。なかでも大きく変化を被ったのが、キャラヴァン交易のあり方であろう。それまではキャラヴァン隊を作るのに基本的には何ら制約などはなかったが、唐の支配下では交通と交易は強力に管理された結果、キャラヴァン隊を組んで移動するには、唐が設定した交通の管理制度に従わざるを得ず、私的な移動に関しても、唐の官憲の許可が必要となったのである。つまりは、唐の通行許可書をもらってはじめて、キャラヴァン隊を組むことができたのである。この通行許可書のことを「過所」（遠距離用）や「公驗」（近距離用）という。

まず「過所」については、実例として三井（園城）寺・東京国立博物館所蔵文書（伝教大師最澄・智証大師円珍）、『入唐求法巡礼行記』（慈覚大師円仁）とともに、トゥルフアン文書に見える遊撃將軍の肩書きを帯びた西州の百姓となっていた石染典の「過所」がよく知られている。⁽²⁰⁾ただこの過所については、拙稿「唐代の交通と商人の交易活動」（鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版、二〇一一年、一八〇—一八三頁）に録文と和訳を載せておいたので、その解説

とともに参照して頂きたい。その性格だけ簡略に説明すれば、「過所」は地方にあつては州府で発給した通行証であり、基本的には関所を通過する際に提示する通行許可や身元保証の書であることを前提にしていた。そのため、その有効範囲は発給した州府の管轄領域を遙かに越えて通用した。

ただ唐の交通に関する基本的な方針として、公務による交通を優先させることがあり、また戸籍に付けられている「百姓」の移動も建前としては許されていなかった。もちろん、「百姓」が移動しなかつたはずもないが、それでも単なる「百姓」が「過所」を取得することは大変に厳しかったと思われる。こうした事態に対してソグド商人側では、金銭などで名譽称号的な官称号を取得し、「過所」を請求していた。先に挙げた石染典が、「百姓」であると同時に遊撃將軍であつた理由がここにある。

このように過所は、単なる「百姓」では申請することは困難であつたと思われるが、他方で州から州のような短距離間の往来については、過所より入手が比較的容易な通行証が設けられていた。それは「公驗」²¹と呼ばれているもので、一つは州の権限により発給され、牒式の書式をもつて作成し、それを通行証としたものであつた。さらに州と州との間でも、県と県との間と同じように、きわめて簡便なかたちで発給さ

れるものがあつた。それは「百姓」の辞で提出されたものに、州や県の官が一筆、通行を許可する判辞を添えるきわめて簡便なものであつた。それは、以下のようなものである。

「唐貞觀廿二年（公元六四八年）庭州人米巡職辭為請給公驗事」（73TAM21:5、『図文』三、三〇六頁）

- 1 貞觀廿二「庭州人米巡職辭
- 2 米巡職年叁拾，奴哥多弥施年拾伍
- 3 婢婆匐年拾叁 駝壹頭黃鉄勒敦捌歲
- 4 羊拾伍口。
- 5 州司…巡職今将上件奴婢駝等，望于西
- 6 州市易。恐所在烽塞，不練来由。請乞
- 7 公驗。請裁，謹辭。
- 8 巡職庭州根民，任往
- 9 西州市易，所在烽
- 10 塞勘放。懷信白。
- 12 廿一日

（和訳）

貞觀二十二（六四八）年 庭州の人、米巡職が辞をもつて
 申し上げます。

米巡職、三十歳 奴の哥多弥施、十五歳

婢の婆匍、十二歳 ラクダ一頭、黄色の毛並み、テュルク

産の去勢馬、八歳

羊、一五頭。

州司宛て…(私)巡職は、今、先に挙げた奴・婢・ラクダ等を率いて、西州(トウルファン)の市において交易することを希望しております。途上に存在する(軍事施設の)烽・塞が、(私の通行の)事情をよく知らないことを恐れ、ここに公驗(通行証明書)を請求する次第です。ご裁可のほどをお願いいたします。謹んで申し上げます。

巡職は、庭州の住民である。西州に往き、市中で交易をすることを許可する。途上にある烽・塞は、取り調べたうえで(巡職を)通過させよ。(庭州の)懐信、申す。 二十一日

これは、天山東部北麓にあった庭州(ジムサ・オアシス)のソグド人である米巡職が所持した通行証であり、「辞」を提出しているの、「官」の身分にはなかったことは明らかである。直轄州県の「百姓」に準ずる身分にあったと見て良いであろう。つまり、ただ単なる「百姓」が、遠距離にわたる

キャラヴァン隊を組むことは困難であったが、このような庭州からトウルファンのような近距離間を往来して交易する分には許されていたことが分かる。それを越えるような遠距離にわたる移動を「百姓」が実現しようと思えば、別に組まれている官私のキャラヴァン隊に従者(作人)として雇用され、それに付随して交易活動を展開するはかばかであったのである。

四、唐支配下の官とソグド人

前節に見たように、こうした唐の支配時代というのは、「官」の世界にうまく取り入る必要があったことが推測されるが、まさにソグド人たちはそうした世界にも浸透していた。たとえば、名譽称号的な官を除くと、ソグド人たちは西州都督府において「典」となっているものが多いことに気づく。²²⁾「典」には、各部署において書記として働くものが多かったが、これは直轄州府だけでなく羈縻州となっていた周辺トルコ系部落にも配置されていた。実際に、天山北方ジムサ近くにあったと見られる処月部落に典が置かれていたことが確認でき、この典は部落の書記として西州都督府に対して文書用の紙を請求する文書を書き記している(大谷五八四〇号文書)²³⁾。さらに興味深いのは、こうした部落の典は、唐の支配当初には漢文ではなくソグド文で官文書を作成していたらしく、今世紀になって新たに出土したトウルファン文書の

なかに、同じくトルコ系部落で羈縻州府となつていた金満州都督府から西州都督府に宛てられたソグド語文書が発見されている。²⁴⁾ この文書には、ソグド語本文に漢字銘文の官印が捺されており、これが正式な唐の官文書であることを示している。このことは、西州都督府にソグド語官文書を受け取つても何ら支障ない体制にあつたことを明示しており、それこそ西州都督府の典にソグド人が少なからず就任していたことの意味の一つがここにある。ちなみに、これまで唐代官文書が漢語・漢字以外で作成されたことは知られていないので、ここにはじめて胡語による唐代官文書が発見されたことになる。唐という国家を理解するうえで、この事実は大変に示唆深いものがある。

またこうした「典」のなかには、官員が担う「使人」とともに他所に派遣され、使いに出ることも多かった。たとえば、先のソグド語文書と内容的に密接に関連する漢文文書は、龍朔年間（六六一〜六六三年）に発生したカルルク Qarluq 部落の故地送還に関わる一連の案件であつたことが明らかにされているが、²⁵⁾ この問題処理にあつて、現場となつている天山北方の地に派遣され、処理のためのいろいろな情報を収集する役割を担つたのがソグド人の典であつた。²⁶⁾ これこそ、地域を越え情報のネットワークを張り巡らせていたソグド人たちの

存在を利用したものであつたと見られよう。

さらにソグド人には、軍人や別奏となつていたものがいた。別奏とは、軍鎮の「子総管」以上の高官に仕える従者のことであり、²⁷⁾ 『六典』卷五兵部郎中（員外郎）の条には「凡諸軍鎮大使副使已上（下）、皆有僉人別奏、以為之使（中略）所鋪僉奏、皆令自召以充。」とある。この史料から、別奏とは僉人とともに軍鎮の高官が自ら召し抱えたもので、彼らは仕える主人のために使いに派遣されたことが知られる。そしてこうした別奏が、外来のソグド人である「興胡」と一緒になつて活動していたことが、次の文書に記録されている。

「唐開元二十一年（七三三）西州都督府岸頭府界都遊弈所狀」（『國文』四、二九五頁）

（前略）

171 岸頭府界都遊弈所 狀上州

172 興胡史計恩 作人史胡煞 羊貳伯口 牛陸頭

別奏石阿六 作人 羅伏解 驢兩頭

173 右件羊牛等、今日從白水路來、今隨狀送者、

174 史計恩作人安阿達支

175 右件作人過所有名、點身不到者、

176 牛壹頭 馬壹疋

177 右件牛馬見在、過所上有贖、今隨状送者。
178 以前得遊奔主帥張德質狀稱、件状如前者、史計思等

既是興胡、

牛壹頭 馬壹疋

179 差遊奔主帥張德質領送州、聽裁者、謹録上、

牒 件 状 如 前、謹 牒、

右、件の牛馬は、(遊奔主帥の張德質の状に)「現に在るもの、過所には載せていない余分の家畜です。今、

181 開元廿二年二月六日 典何承仙牒、

状とともに送致いたします」とあります。

(左果毅都尉劉敬)

(遊奔都巡官の劉敬元の判、すなわち)「前に掲げたもの

182 遊奔都巡官・宣節校尉・前右果毅・要籍攝□□

は、遊奔主帥の張德質の状を得るに、『件の状は、前の如し』とあります。史計思等は、興胡であるからには、遊奔主帥の張德質を使わして、(これらを)連行して(西)州に送致させます。どうかご裁可のほどを」。

□□□□□□□□

(後略)

(和訳)

謹んで録して申し上げます。

(交河県) 岸頭府管内の都遊奔所が、状をもつて(西)州に申し上げます。

牒をもつて申し上げます。件の状は、前の如くです。謹んで申し上げます。

興胡の史計思 作人の史胡煞 羊貳伯口 牛陸頭

開元廿一年二月六日、典の何承仙が申し上げます。

別奏の石阿六 作人の羅伏解 驢両頭

右、件の羊牛等は、(遊奔主帥の張德質の状に)「今日、

遊奔都巡官・宣節校尉・前右果毅・要籍・攝左果毅都尉の劉敬元

白水路より来ましたので、今、状とともに送致いたします」とあります。

尉の劉敬元

史計思の作人の安阿達支

本文書は、交河県の岸頭府管内に置かれていた都遊奔所よ

右、件の作人は、(遊奔主帥の張德質の状に)「過所に名

り西州府に上した状であり、ここから「興胡」の史計思と別

奏となっていた石阿六が、行動をともにしていたことが知られる。また彼らは天山北方より「白水路」⁽²⁸⁾に沿って西州府に入ってきたもので、その途次、遊弈主帥の張徳質に捕獲され、その後岸頭府管内の都遊弈所に送られてきたことがうかがえる。さらに本状の内容を見ると、件の「興胡」が西州府に送致されたのは、過所の記載内容が不備であったためというよりも、一七八〜一七九行目より、そもそも「興胡」であることから西州府でチェックを受ける必要があつたように読みとれる。このことから、「興胡」の史計思は自らの過所をまだ持つておらず、別奏の携帯する過所で移動していた可能性は高い。

このように、単なる「百姓」「行客」ではなく、官や軍の世界の下層部分に食い込み、そこで様々な機会を捉えて移動し、外来商人とも協力しながら、蓄財を果たしていたのである。

以上に種々紹介したように、トゥルフアン在住のソグド人たちは、唐の直接支配下におかれることにより、その経済・社会活動は激変した部分があつた。とくにキャラヴァン交易のあり方は「官」が主導するかたちに大きく変わったと言える。なかでも、唐のトゥルフアンを含む中央アジアに対する支配は、主要オアシスに駐留する軍隊を維持するために、軍

需物資として絹織物や穀物などを大量に運搬させる必要があり、そのために頻繁に官営輸送隊あるいは官の肩代わりをしていた民間の客商などによるキャラヴァン隊が中央アジアを行き来していた。唐の支配以前には、西突厥の遊牧諸集団やオアシス国家が派遣した使節団が頻繁に行き来し、それに添うかたちで個々の商人たちは移動していたが、その使節団が唐支配以降は公私の軍需物資輸送隊に替わつた部分があつた。まさにソグド人は、唐の下層とは言え官界に食い込み、その交易活動を有利に展開していたのである。ここに唐代に花開いたと言われるシルクロード交易というものの、この時代ならではの事態がうかがえる。

略号

『新獲』 榮新江・李肖・孟憲実主編『新獲吐魯番出土文獻』(上・下)中華書局、二〇〇八年。

『図文』 唐長孺主編、中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』全四卷、文物出版社、一九九二〜一九九六年。

注

(1) 町田隆吉「中国古代仏寺称谓攷——祠と寺」(『国際学レビュー』一三三号、二〇〇一年)二九一四五頁。

(2) 王丁「南太后考——吐魯番出土北涼写本《金光明経》題記与古代高昌及其毗鄰地区的那那信仰与祇教遺存」粟特人在中

国——歴史・考古・語言的新探索』(『法国漢学』十輯)(中華書局、二〇〇五年)四三〇—四五六頁。

(3) 榮新江「吐魯番出土『金光明經』写本題記与祇教初伝高昌問題」(『西域文史』第二輯、科学出版社、北京、二〇〇七年)。

(4) トウク石窟寺院の近くからは、祇教徒ソグド人が使ったオッサリが出土している。影山悦子「東トルキスタン出土のオッサリ(ゾロアスター教徒の納骨器)について」(『オリエン』四〇—一、一九九七年)七八—八〇頁。

(5) 高昌国の某寺が月ごとにまとめた穀物支給会計簿。トゥルファン、アスターナ古墳群の三七七号墓より出土。『図文』壹、四〇—四〇五頁。

(6) 榮新江「仏像還是祇神?——從于闐看絲路宗教的混同形態」(『九州学林』一一二、二〇〇三年)九三—一五頁。

(7) 榮新江前掲論文、一〇八頁。

(8) 吉田豊「ソグド語資料から見たソグド人の活動」(『岩波講座世界歴史——中央ユーラシア統合九—十六世紀』岩波書店、一九九七年)二二七—二四八頁。

(9) 史君墓からは、ソグド語と漢語のバイリンガルの墓誌が出土してゐる。E. de la Vaisière and E. Trombert (eds.), *Les Sogdiens en Chine*, Paris, 2005, pp. 47-72.

(10) 榮新江「關氏高昌王国与柔然、西域的関系」(『歴史研究』二〇〇七—二)四—四頁(再録、孟憲実、榮新江、李肖編『秩序与生活: 中古时期的吐魯番社会』(二〇一一年)三二九—三四四頁)。

(11) 荒川正晴『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)参照。以下、荒川「二〇一〇」と略称。

(12) 吳玉貴「試論兩件高昌供食文書」(『中国史研究』一九九〇—二)七〇—八〇頁の推算にほぼ近い。また彼は随行人も合わ

せた使節の年間人員は、四八三六人に達すると推測する。

(13) 当時、大・小可汗の区別が存在していたかどうかは不明瞭であるが、ここでは便宜上、これまで通り区別しておく。

(14) 突厥に出嫁した第六代王の麴宝茂の娘(高昌公主)の子供(外甥提慙)と言われる。

(15) 護雅夫「古代トルコ民族史研究 I」(山川出版社、一九六七年)二七—二七七頁。

(16) 吳玉貴「高昌供食文書中の突厥」(『西北民族史研究』一、一九九一年)五七—五九頁。

(17) 荒川「二〇一〇」五一頁。

(18) 荒川「二〇一〇」五五—五七頁。

(19) 荒川正晴「トゥルファン出土『麴氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書』の理解をめぐって」(『内陸アジア言語の研究』五、一九八九年)一五〇—一五一頁。

(20) ただし、この過所は彼の本貫地である西州都督府が発給したそれではなく、彼が河西の瓜州都督府に来て交易をし、今度は瓜州府から安西(クチャ)に行くために、瓜州府より改めて取得した過所の実物である。したがって、現存はしないが、彼は西州府より瓜州府に行くための西州府発給の過所を携帯していたはずであり、瓜州府に対して過所を改めて申請するにあたり、必ずその西州府発給の過所と一緒に官衙に提出したはずである。(21) 行牒・州牒とも呼ばれるものと同じである。また後に述べる簡便なかたちでの通行証を含めて、公驗と総称されることがある。ただし注意すべきなのは、公驗とは証明書一般を指す語である。したがって、ここに言う公驗とは、通行の許可証明書について限定的に指す語として用いている。

(22) 荒川正晴「唐代天山東部州府の典とソグド人」森安孝夫編『ソグドからウイグルへ——シルクロード東部の民族と文化の

交流』(汲古書院、二〇一一年)五八―五九頁。

(23) 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(『中国法制史考証』有斐閣)二〇六―二〇七頁。

(24) 吐魯番地区文物局「吐魯番巴達木墓地清理簡報」(『吐魯番学研究』一三、二〇〇六年)四〇―四一頁、吉田豊「ソグド人とトルコ人の関係についてのソグド語資料2件」(『西南アジア研究』六七、二〇〇七年)四九―五二頁。

(25) 榮新江(西村陽子訳)「新出吐魯番文書に見える唐龍朔年間の哥邏祿部落破散問題」(『内陸アジア言語の研究』一三、二〇〇八年)一五一―一八五頁〔原載…「新出吐魯番文書所見唐龍朔年間哥邏祿部落破散問題」、『西域歴史語言研究集刊』一、北京、科学出版社、二〇〇七年、一三一―四四頁〕。

(26) 注20拙稿、五四―五七頁。

(27) 孫繼民氏によれば、僊人・別奏は健児よりも地位が高く、さらに別奏は僊人よりも地位が上であったという。孫繼民『唐代瀚海軍文書研究』(甘肅文化出版社、二〇〇二年)七二頁。

(28) 白水路とは、『西州図経』(『二〇〇九』)に見える白水澗道のことと見られ、現在のウルムチからトゥルファンに通ずるルートを指す。○松田寿男『古代天山の歴史地理学的研究 増補版』(早稲田大学出版部、一九七〇年)一一二―一三三頁、嚴耕望『唐代交通図考』二(河隴嶺西区)一九八五年、六〇二頁、Pelliot, P., *Les Routes de la Région de Turfan sous les Tang suivies de l'histoire et la Géographie Anciennes de l'Asie Centrale dans l'Immemorial Asia*, Paris, Institut des Hautes Études Chinoises du Collège de France, 2002, pp. 81-87.